

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
大冠高等学校	<p>下記の公有財産について、現物を確認することができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 478 1341 636"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>種目</th> <th>数量</th> <th>取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案内板</td> <td>諸標</td> <td>1 個</td> <td>309,000円</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	種目	数量	取得価額	案内板	諸標	1 個	309,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。(以下略) (台帳価格) 第12条 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額(以下「除却」という。)する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。</p> </div>
財産名称	種目	数量	取得価額							
案内板	諸標	1 個	309,000円							

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年10月22日)